

なくそうハラスメント

介護サービス利用者や その家族等のみなさまへのお願い







一部の利用者やその家族等から介護サービス事業所の職員へのハラスメントが問題になっています。介護サービス事業所の職員へのハラスメントは、かかわった職員への心身に悪影響を及ぼします。さらに、利用者及びその家族等との信頼関係が損なわれ、より良い介護サービスの提供を困難にし、状況によってはサービス提供ができなくなる場合があります。

職員が安心して働ける環境を整えることは、より良いサービス提供の継続につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

どのような行為がハラスメントに該当するかは、裏面をご確認ください。

松山市 介護保険課

ハラスメントの具体例

分類	内容	具体例
身体的暴力	身体的な力を使って	たたく、ける、つねる、ひっかく、
	危害を及ぼす行為(又は	つばを吐く、
	その恐れのある行為)	ものを投げる
精神的暴力	個人の尊厳や人格を	大声を発する、威圧的な態度で
	言葉や態度によって	接する、理不尽なサービスを
	傷つけたり、	要求する、無視する、
	おとしめたりする行為	特定の職員に
		嫌がらせ ()
		をする マ
セクシュアル	性的いやがらせ行為	必要もなく職員の体をさわる、
ハラスメント		抱きしめる、不快感を与える性的
		な言動をする、わいせつな図画を
		見せる
その他	悪質なクレームや	特定の職員につきまとう、長時間
	ストーカー行為など	又は頻回の電話、理不尽な苦情の
		申し立て

- ※以下の言動は、ハラスメントではないとされています。
 - ①認知症等の病気等又は障害の症状として現れた言動
 - ②料金の滞納(滞納自体は債務不履行の問題)
 - ③苦情の申し立て
- ※厚生労働省 介護現場におけるハラスメント事例集(令和3年3月)、介護現場におけるハラスメント対策マニュアル(令和4年3月)等を参考にして作成しています。